

特別用途食品制度のあり方に関する意見

1. 団体名 (社) 日本栄養士会 全国病院栄養士協議会
2. 代表者 協議会会長 斎藤長徳
3. 団体概要
 - ・目的 本協議会は、病院等医療機関において、食事療法に従事する栄養士の資質の向上を図り、もってわが国の医療及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。
 - ・組織構成 医療機関に勤務する管理栄養士・栄養士であって、(社) 日本栄養士会に所属している者
 - ・活動内容
 - 1) 講習会・研修会等の開催
 - 2) 調査研究・刊行物の発行と普及
 - 3) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業
4. 専ら医療用途で用いられる食品を巡る現状
 - ・専ら医療食品で用いられている食品に関する情報をどのように得ているのか。あるいは選択しているのか。
 - 1) 情報は、主に各食品メーカー、医療用途食品卸業者の訪問情報提供。他に各研修会等における展示等で情報を得る。
 - 2) 選択にあっては、便利(少量での栄養補給、治療目的に合った栄養素調整ができる)、治療効果への期待が主であり、他に医師の依頼などが挙げられた。
 - ・医療施設及び在宅における患者への使用実態と問題点
 - 1) いわゆる医療用目的で流通している病者用食品は、全国調査(医療施設における病者用食品の使用状況調査：厚生労働科学研究費補助金)の結果、「頻繁に使用する」「時々使用する」を合わせて94.5%を広く使われていた。
 - 2) しかし、その食品が健康増進法で定められた特別用途食品であるかを考慮するかの間には、特定機能病院では、約半々であったが、全体では「考慮しない」が60%であった。その理由は、「企業表示を信頼している」が61.6%、「品質に差がない」が35.4%、「効果に差がない」が27.0%であった。
 - 3) 調査結果から、病者用食品に対する管理栄養士の印象は、病者用食品に治療効果や便利性を期待し、品質や安全性を保障する特別用途食品の価値は認めながらも、そのことが選択の必須条件ではなく、多くの管理栄養士は栄養成分等の企業表示を信頼し、特別用途食品以外の食品を頻繁に利用していた。このことは、①急速なニーズの高まりに制度や認可が対応できなかった。②あまりにも少ない特別用途食品に依存できず、企業の表示を信用し使用せざるを得ない③企業は特別な申請等を行わなくても、現場では企業表示のみで活用してくれるなどの理由によって、この制度が形骸化していることが明らかである。今回の調査対象病者用食品は308製品であり、うち特別用途食品は、わずかに12製品(3.9%)であった。
5. 特別用途食品制度のあり方に関する意見
 - 1) 特別用途食品(病者用食品)は、本来病者または低栄養の高齢者等を対象としているものであるから、これらの食品が優先的に利用される必要がある。その信憑性を高めるためにも、臨床の場において、その製品の治療効果を検証する仕組みも必要であり、我々も今後鋭意努力したい。

- 2) 現在多くの医療現場において、静脈から経腸へ、経腸から経口へとより生理的栄養補給法が選択され、経腸栄養剤（濃厚流動食）の使用が多くなっている。しかし濃厚流動食にあつては、病者用食品から外された。（診療報酬での特別食加算からも外された）使用頻度も多くある中、その質の担保を図り、有効性と安全性を制度によって保障することが必要と考えている。また今では、糖尿病・腎疾患・肝疾患等の各疾患別濃厚流動食も製品化されている。よって濃厚流動食の選定基準を設け、病者用食品に位置付けるとともに、医師、管理栄養士の指導の基、使用できる制度を設けていただきたい。
- 3) 現在臨床での治療法において、まだ第一に薬物療法が選択されているように思われる。特に生活習慣病等においては、食事療法や運動療法といった生活指導が重要であり、その食事療法のツールとして、低カロリーや減塩などを強調した食品が、市場にあふれ出、安全性はもとより過剰摂取による健康障害が起こり得る現状がある。それらの製品を安全性・有効性などを整理し、適切な単価で入手しやすい販売機構などを構築していただきたい。

また医師にあつては、大枠の食事療法（栄養基準）を指示し、その食事療法を具体的な食品の組合せを行うことは、管理栄養士の業務であることから、必要に応じて管理栄養士等の管理のもとでの使用を表示していただきたい。
- 4) 一方、在宅での病者用食品を使用する際、高価であることや一般小売りされておらず通信販売では梱包が大きいなど、流通経路等に問題があり手軽に使用できない状況にある。安全で有効性のある特別用途食品が薬局等で小売りされ、管理栄養士等の指導のもと、必要な量を安価に入手し使用できる仕組みを設けていただきたい。なお安価とは、一般的な食費程度を指す。
- 5) 糖尿病食などの治療食宅配にあつては、一人暮らしの高齢者等にとっては、便利であり治療効果もあるなど必要性があると思うが、その使用方法によっては、有効な食事療法となっていない場合やビタミン等の栄養素不足などのリスクもあります。そこで在宅における宅配食の利用にあつては、管理栄養士が行う栄養食事療法と（を）リンクさせ、有効性も含め評価することが必要となることから、そのような仕組みを設けていただきたい。